

議第 7 3 号

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例について

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

景観法の改正に伴い改正しようとする。

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成１３年高山市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（景観計画区域内における行為の届出） 第９条の２ （略） ２ 法第１６条第７項第１１号に規定する条例で定める行為は、次条第１項、第１６条（第５号を除く。）及び第１９条第１項（第９号を除く。）に規定する開発事業に該当しない行為とする。	（景観計画区域内における行為の届出） 第９条の２ （略） ２ 法第１６条第８項第１２号に規定する条例で定める行為は、次条第１項、第１６条（第５号を除く。）及び第１９条第１項（第９号を除く。）に規定する開発事業に該当しない行為とする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。